

**別表2 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】**

施設名	新潟市秋葉区文化会館			
管理者名	秋葉区文化会館共同事業体	指定期間	令和5年4月1日	～ 令和10年3月31日
担当課	秋葉区役所地域総務課			
所在地	新潟市秋葉区新栄町4番23号			
根拠法令	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)			
設置条例	新潟市秋葉区文化会館条例(平成24年新潟市条例第60号)			
施設概要	敷地面積:17,165.34m <sup>2</sup> 建築構造:鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 延床面積:2,997.36m <sup>2</sup> 諸室:ホール(496席)、練習室1・2、スタジオ、楽屋兼会議室1・2、控室兼会議室			

施設設置目的
地域における文化活動及び芸術活動の拠点として、市民に音楽、演劇等の鑑賞の機会を提供し、並びに市民の文化活動及び芸術活動を支援することにより、これらを通じた市民相互の交流を推進し、及び地域文化の振興を図ること。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>1 事業理念            地域の伝統芸能の発展や新たな文化活動の胎動を促すことはもとより、様々な文化的・人的な交流を生み出し、地域におけるひとつづくり・まちづくりの中心的役割を果たすこと</p> <p>2 事業の運営方針            (1)文化芸術活動の日常化・高度化の支援            ア 地域の子どもと文化芸術の距離を縮めることで、文化活動のすそ野拡大と将来の芸術家を育成する。            イ 文化芸術に対する一般市民の関心と理解を深め、気軽に鑑賞・実演参加できる機会を創出する。            ウ 高水準で多彩な実演芸術に触れる機会を提供し、地域の文化活動の更なる高まりを支援する。            エ 地域で活動する新たな人材を育成する。            (2)新しい学びと交流の場の創出            ア 文化・教育の拠点として、様々な分野の文化が刺激し合うコミュニケーションの場を創出する。            イ 気軽に立ち寄れる企画実施により、アットホームな雰囲気を醸成する。            (3)地域と連携・協働での会館運営            ア 地域や利用者とともに自主事業等の企画・運営を協働して実施する。            イ 管理運営をサポートする市民組織の構築・育成を行う。            (4)地域性を活かした事業展開            地域性を活かしたオリジナリティのある事業を継続的に展開する。</p> <p>3 施設の管理運営方針            (1)当該業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。            (2)施設の設置の目的を踏まえて、各施設との適正な一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、努力するものとする。            (3)業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。            (4)指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、各施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。            (5)施設利用者や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。</p>

令和6年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	基準稼働率の達成	ホールの稼働率 年間55%以上			
		スタジオ・練習室の回転率(コマ数) 年間50%以上			
	新規利用者増加への取組み	新規利用者の増加に向けた取組みの実施			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足」が90%以上			
	苦情・要望への対応	苦情・要望には原則5営業日以内に対応			
	文化事業の実施	指定管理文化事業を年間9事業以上実施			
		業務仕様書に示す各種事業のバランスを考慮し、効果的実施			
財務	適正な財政運営	収支計画に基づく収入の確保及び経費の執行			
	適正な財務管理	財務マニュアルの作成及び収支状況の適切な記録			
	市の歳入の確保	使用料収入を月平均740千円以上			
業務	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	防災訓練の実施 年2回以上			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	迅速に対応し、再発防止策を講じる。AED使用方法の周知徹底			
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人材	職員研修の実施	内部・外部実務研修の実施 1人あたり年2回以上			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

(※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていないければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。))

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )

現地調査日:令和 年 月 日